

指定居宅介護事業所 タウンケア訪問介護サービス
重要事項説明書（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援）

令和 8 年 6 月 1 日改訂版

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 法人の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 タウンケア
主たる事務所の所在地	〒960-0611 福島県伊達市保原町字城ノ内 87-5
代表者（職名・氏名）	代表社員 菅野拓司（スガノ タクジ）
設立年月日	平成 28 年 8 月 3 日
電話番号	024-575-1234

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	タウンケア 訪問介護サービス
指定年月日	平成 29 年 3 月 1 日
事業所番号	居宅介護 福島県指定 0711301366-11 重度訪問介護 福島県指定 0711301366-12 同行援護 福島県指定 0711301366-15
事業所所在地	本店 〒960-0612 福島県伊達市保原町字宮下 67-3 テナント K 1F サテライト渡利 〒960-8141 福島県福島市渡利字番匠町 18-1 サニータウン 101 号室
連絡先相談担当者名	電話 024-575-1234 FAX 024-574-2345（担当：管理者）
事業所の通常の事業の実施地域	伊達市、福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅介護等の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9：00 から午後 18：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	3 6 5 日
サービス提供時間	7 : 00 から 22 : 00

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 関戸 治
-----	----------

3 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	関戸 治 阿部 さと子 菅野 健一 斎藤 佳子
--------------	-------------------------

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービス内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴・清拭介助	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
生活援助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
通院介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他		その他生活等に関する相談や助言をいたします。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、各種加算について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

◆料金の目安は次の通りです。（料金例）

サービスの種類及び提供時間		利 用 料	利用者負担額
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	以後、30 分増すごとに次の額を加算	830 円	83 円
通院介助（身体介護を伴う場合）	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	以後、30 分増すごとに次の額を加算	830 円	83 円
家事援助	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	以後 15 分増すごとに次の額を加算	350 円	35 円
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円

	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
同行援護	30 分未満	1,910 円	191 円
	30 分以上 1 時間未満	3,020 円	302 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,360 円	436 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,010 円	501 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	5,660 円	566 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	6,320 円	632 円
通院等乗降介助	1 回につき	1,020 円	102 円

※ 早朝（7：00～8：00）と夜間（18：00～22：00）の提供は上記の料金に+25%となります。

※ サービス提供を行う手順書等により、利用者の同意を得てヘルパー 2 人を同時に派遣した場合、費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍となります。

※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30 分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定します。

※ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に 30 分～1 時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ ヘルパーの運転する車による有償運送事業の利用の場合は次の料金表により運賃をいただきます。

初乗り運賃（1 キロまで）	200 円
その後 1 キロごとに	80 円追加（0.5 キロごとに四捨五入で算出）
待ち時間（時間距離併用制）	5 分 100 円

◆各種加算について

以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

- ① 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
初 回 加 算	2,000 円	200 円	初回月 1 回のみ

- ② 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
------	-----	--------	-------

利用者負担上限管理加算	1,000 円	100 円	月に 1 回
-------------	---------	-------	--------

- ③ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月に 2 回まで)

- ④ サービス提供の基本料金（上記料金表）に、以下が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算Ⅱ (居宅介護のみ適応)	基本部分の合計の 10%	左記に同じ	月に 1 回
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ (居宅介護のみ適応)	基本部分と各種加算減算の合計の 45.6%	左記に同じ	月に 1 回
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ (重度訪問介護のみ適応)	基本部分と各種加算減算の合計の 36.7%	左記に同じ	月に 1 回

※ 「特定事業所加算Ⅱ」とは、質の高い介護サービスを積極的に提供・実施している事業所に対する加算です。

※ 「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰロ」及び「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱロ」とは、職位・職責・職務内容に応じた賃金形態が整っていることや、職場環境が整っている事業所に対する加算です。

(4) キャンセル料について

利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。

利用予定日の前日 18 時までにお電話いただければ、キャンセル料は発生しません。

ご連絡先 024-575-1234 (合同会社タウンケア)

利用予定日前日の 18 時まで連絡があった場合	無料
利用予定日前日の 18 時まで連絡がない場合	1,000 円

※ 前日 18 時以降の急なご連絡のキャンセルについては上記キャンセル料金が発生いたします。生活保護などにより自己負担額 0 円の方でも、キャンセル料は実費で本人支払いとなります。

※ 状態の急変等、やむを得ず緊急の場合、キャンセル料は不要です。

5 利用料の請求及び支払方法について

以下の方法からお選びいただけます。

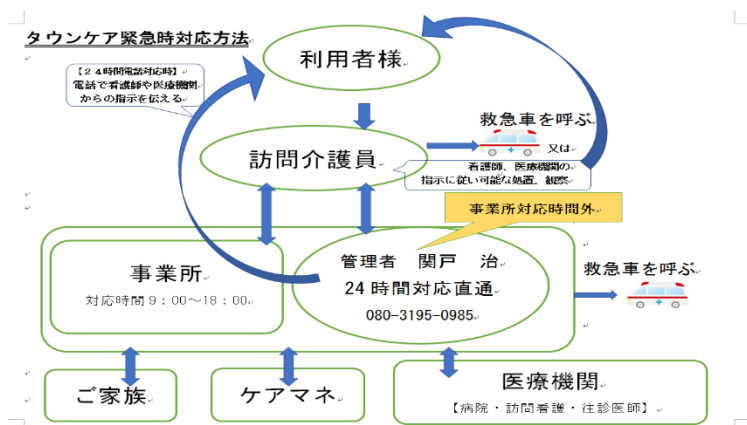
支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 26 日（26 日が土日の場合は、明けて月曜日となります。）にあな なたが指定する口座より引き落とします。

自己負担額 0	自己負担額 0 の場合、役所への請求となるため、ご本人への請求はございません。 ※ただし、当日キャンセルの場合はキャンセル料をご本人に請求いたします。
---------	--

6 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	_____
	担当医	_____
	電話番号	_____
緊急連絡先（家族等）	氏名	_____
	利用者との続柄	_____
	電話番号	_____



7 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の相談支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 兼 サービス責任者	関戸 治
-------------	---------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 024-575-1234 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

11 サービスの提供にあたっての留意事項

（1）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

（2）居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

（3）居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

（4）担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替し

てサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

1 2 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。
本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印し、1通ずつ保有するものとします。

事業者 所在地 福島県伊達市保原町字城ノ内 87-5
事業者（法人）名 合同会社タウンケア
代表者職・氏名 代表社員 菅野 拓司



私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏名

印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。